

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の開催について（案）

令和3年11月19日

1. 開催の趣旨

生活保護制度の見直しに当たっては、近年、国と地方の協議の場を設置し、地方自治体の意見も踏まえながら検討を行ってきた。平成29年の「生活保護制度に関する国と地方の協議」においては、医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康管理、住まいや生活支援、子どもの貧困対策等について議論し、平成30年の生活保護法改正等で措置を講じたところである。

その改正法の附則において、施行後5年を目途とした見直し規定が置かれるとともに、新経済・財政再生計画改革工程表2020（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）においても、「令和3年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し」を行うこととされていることから、今般、制度の更なる見直しについて検討を進める必要がある。

これらを踏まえ、今回の見直しの検討に当たり、「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」を開催することとする。

2. 構成員

当会合の構成は次のとおりとする。

全国知事会推薦生活保護担当課長等	2名
全国市長会推薦生活保護担当課長等	2名
指定都市市長会推薦生活保護担当課長等	2名
全国町村会推薦生活保護担当課長等	2名
厚生労働省社会・援護局保護課長他、関係課室長	

3. その他

- (1) 当会合の庶務は、厚生労働省社会・援護局において処理する。
- (2) その他当会合の運営に関し必要な事項は、当会合が定める。